

三次市 再犯防止推進計画(案)

令和6~10年度
(2024~2028年度)

令和6(2024)年 月
三 次 市

<目次>

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 再犯防止を取り巻く状況

- 1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率・・・・・・・・・・4
- 2 刑法犯 検挙者中の再犯者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 三次市における刑法犯認知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 取組内容

- 1 就労・住居の確保等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の支援・・・・・・・・・・・・・8
- 3 非行の防止と学校等と連携した就学支援・・・・・・・・・・・・・10
- 4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進・・・・・・・・11
- 5 関係機関・団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

資料

- 1 国の再犯防止推進計画（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 県の再犯防止推進計画（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 三次市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・16
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の目的

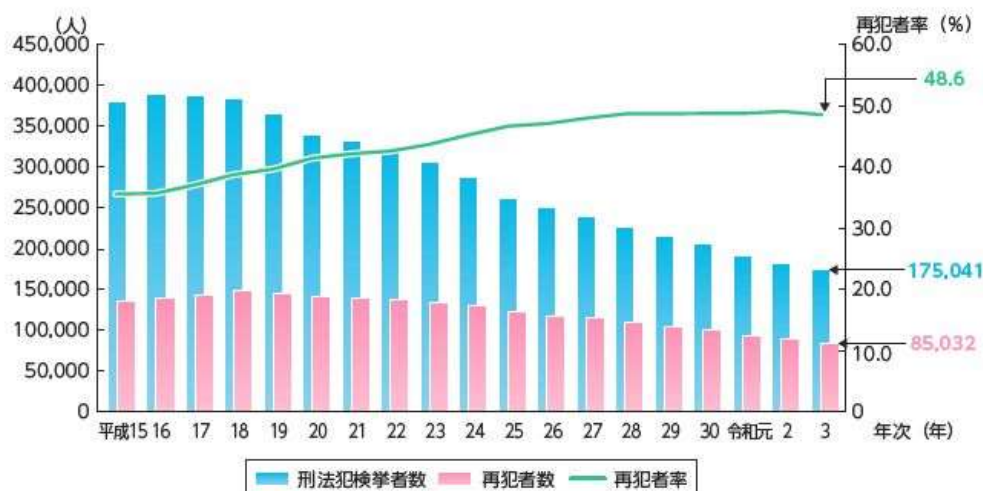
近年、全国の刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントとなっており、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪や非行をしたものの中には、生きづらさや困難を抱え、支援を必要とする者も多く存在します。犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることができる環境を構築し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥らないように適切な支援をすることが不可欠です。

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

本市も、誰もが安心・安全に暮らすことができ、しあわせを実感しながら住み続けたいまちをめざし、関係機関・団体と連携して「三次市再犯防止推進計画」を策定します。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



※令和4年度再犯防止推進白書より

2. 計画の位置付け

本計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3. 計画期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4. 重点項目

- ①就労・住居の確保等の支援
- ②保健医療・福祉サービスの利用の支援
- ③非行の防止と学校等と連携した就学支援
- ④民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- ⑤関係機関・団体との連携

5. 計画の策定方法

本計画の策定に当たり、民間団体や地域の人など、幅広い人からの御意見を参考にするため「三次市再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を検討しました。また、多くの市民の意見を反映した計画にするため、パブリックコメントを実施します。

6. 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは「再犯防止推進法」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

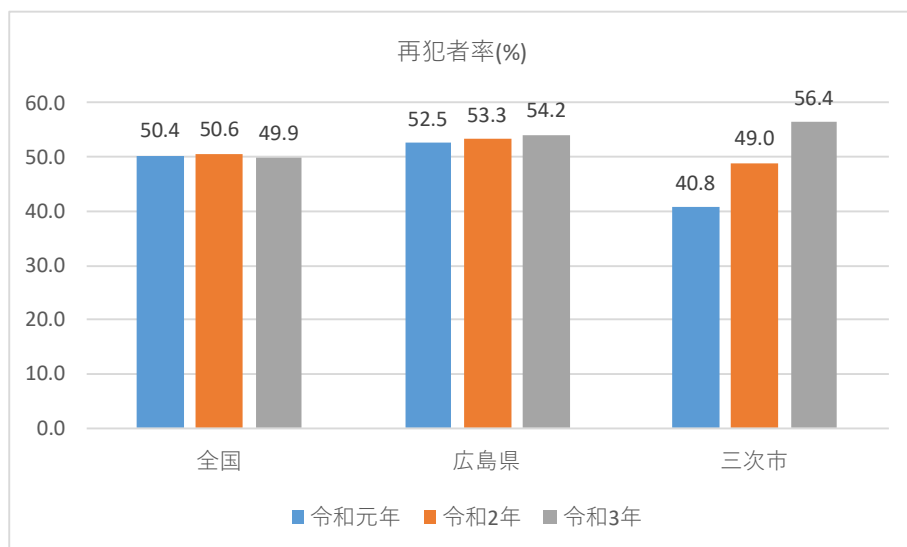
第2章 再犯防止を取り巻く状況

1. 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率（令和3年）

三次市の刑法犯検挙人員は62人で、そのうち再犯者数は、35人です。再犯者率は、56.4%となっており、全国・広島県よりも高くなっています。

令和元年度から3年間の再犯者率は、全国・広島県は横ばいで推移していますが、三次市は、増加傾向にあります。 単位：人，%

	検挙人員		再犯者率
	初犯者	再犯者	
全国	159,692	79,883	49.9
広島県	3,704	2,009	54.2
三次市	62	35	56.4



※法務省矯正局提供データ（犯行時年齢が20歳以上のものを計上）による。

※再犯者率とは、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率をいう。

2. 刑法犯 検挙者中の再犯者数（令和3年）

全国・広島県の再犯者数は、窃盗犯・粗暴犯に次いで、知能犯も多く、三次市では、窃盗犯及び粗暴犯が多く、再犯率が高くなっています。また、三次市の年代別検挙者数は、70～79歳が最も多くなっています。

(1)全国

単位：人

罪名	総数	初犯者		再犯者		
		うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	
刑法犯全体	159,692	36,795	79,883	22,076	79,809	14,719
うち) 凶悪犯	3,638	398	1,666	259	1,972	139
うち) 粗暴犯	42,843	5,309	23,612	4,271	19,231	1,038
うち) 窃盗犯	76,761	26,090	34,838	13,760	41,923	12,330
うち) 知能犯	11,399	2,269	5,880	1,710	5,519	559
うち) 風俗犯	4,940	138	2,817	112	2,123	26
覚せい剤取締法	7,517	1,325	1,050	347	6,467	978
麻薬等取締法	483	92	263	65	220	27
大麻取締法	4,384	432	1,892	302	2,492	130

(2)広島県

単位：人

罪名	総数	初犯者		再犯者		
		うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	
刑法犯全体	3,704	970	1,695	503	2,009	467
うち) 凶悪犯	86	15	41	7	45	8
うち) 粗暴犯	846	106	447	77	399	29
うち) 窃盗犯	1,906	710	756	319	1,150	391
うち) 知能犯	253	65	142	48	111	17
うち) 風俗犯	100	5	50	5	50	0
覚せい剤取締法	115	19	5	2	110	17
麻薬等取締法	1	0	0	0	1	0
大麻取締法	58	5	21	4	37	1

(3)三次市

単位：人

罪名	総数	初犯者		再犯者		
		うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	うち) 女性	
刑法犯全体	62	16	27	8	35	8
うち) 凶悪犯	4	1	3	1	1	0
うち) 粗暴犯	18	2	5	0	13	2
うち) 窃盗犯	24	8	9	3	15	5
うち) 知能犯	5	3	4	3	1	0
うち) 風俗犯	1	0	0	0	1	0
覚せい剤取締法	1	0	0	0	1	0
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	1	0	1	0	0	0

(4)三次市（年齢別検挙者数）

単位：人

罪名	20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70～79歳	
		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性		うち) 女性
刑法犯全体	6	1	13	3	10	2	8	2	4	0	21	8
うち) 凶悪犯	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
うち) 粗暴犯	2	0	5	1	3	0	2	0	0	0	6	1
うち) 窃盗犯	0	0	5	1	2	1	2	0	3	0	12	6
うち) 知能犯	1	1	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0
うち) 風俗犯	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻取締法	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

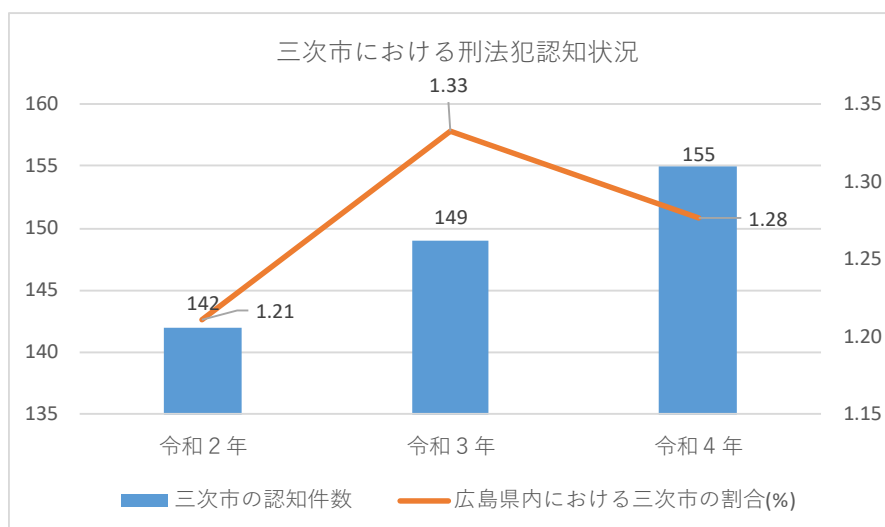
※法務省矯正局提供データ（犯行時年齢が20歳以上のものを計上）による。

3. 三次市における刑法犯認知状況

三次市の刑法犯認知件数は、過去3年間やや増加傾向にあります。広島県内における三次市の刑法犯認知件数の割合は、令和3年が一番高く1.34%となっています。

単位：件，%

	令和2年	令和3年	令和4年
広島県の認知件数（総数）	11,726	11,181	12,147
三次市の認知件数	142	149	155
広島県内における三次市の割合(%)	1.21	1.33	1.28



※広島県警犯罪統計資料による。

第3章 取組内容

1. 就労・住居の確保等の支援

(1) 就労の確保等

【現状と課題等】

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。(中略)しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、(中略)犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

～再犯防止推進計画(第2 1. 就労の確保等)より～

【市の取組】

①就労に向けた相談・支援(商工観光課)

求人情報及び企業紹介のインターネットでの情報発信及び企業ガイドブックの制作を行い、求職者に向けた企業情報の提供を行います。

②生活困窮者自立支援事業等による支援(社会福祉課)

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

③障害のある方への就労継続支援や就労定着支援等(社会福祉課)

障害のある方への就労支援として、就労継続支援や就労定着支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導、助言等の支援を行います。

また、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所などと連携し、就業や生活面での支援を行います。

④協力雇用主に対する支援(定住対策・暮らし支援課)

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主

についての周知を図ります。

(2) 住居の確保等

【現状と課題等】

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかのように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。(中略)しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もある。

～第2次再犯防止推進計画(第1 2. 住居の確保等)より～

【市の取組】

①市営住宅の受け入れ等(財産管理課)

市営住宅の募集状況等について、市の広報誌やホームページ等を活用し情報提供を行います。

②生活困窮者自立支援事業住居確保給付金の活用(社会福祉課)

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

③市営住宅の提供における優先的な選考(財産管理課)

高齢者世帯、心身障害者世帯、子育て世帯等、住宅困窮度の高い人を優先的な選考を行う対象者として、優遇措置を実施します。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の支援

【現状と課題等】

高齢者(65歳以上の者)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至る

までの期間が短いことが明らかとなっている。

(中略) 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

～再犯防止推進計画（第3 1. 高齢者又は障害のあるもの等への支援等）より～

【市の取組】

①地域包括支援センターによる包括的支援（高齢者福祉課）

医療機関の受診に関する相談、介護サービスの紹介や手続きの支援、介護予防に関する支援、高齢者虐待に関する相談の他、認知症地域支援推進員の配置による認知症の専門相談などを実施し、包括的支援を推進します。

②権利擁護の充実（高齢者福祉課）

判断能力の不十分な人や虐待等で様々な困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、権利や財産を守るよう支援します。

また、権利擁護ネットワークの設置により、多様な機関が連携して権利擁護の支援に関わる体制を継続していきます。

③三次市障害者支援センターによる支援（社会福祉課）

障害のある人の相談を受け、身体、知的、精神、発達等すべての障害について、総合相談機関として運営しており、関係機関と連携を図り、継続的な支援を行っています。

④自立相談支援事業（社会福祉課）

生活サポートセンターでは、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を行います。就労支援や自立に必要な情報提供・助言を行うことで生活の安定を図り、自立を支えます。

⑤薬物乱用防止に関する啓発（学校教育課・健康推進課）

薬物乱用防止運動期間を中心に、啓発活動を行います。また、警察と学校

が連携を図り、児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育に携わります。

⑥地域における福祉的支援（高齢者福祉課・社会福祉課）

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保健医療・福祉サービスの手続きに来られた人が犯罪をした者等であるか否かを把握することは難しいため、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、日常生活における福祉的支援を進めます。

3. 非行の防止と学校等と連携した就学支援

【現状と課題等】

我が国の高等学校への進学率は、98.8 パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退している。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にある。（中略）

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。

～第2次再犯防止推進計画（第3 1. 学校等と連携した就学支援の実施等）より～

【市の取組】

①各種相談窓口（子育て支援課）

家庭児童相談員による子育て相談として、家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、北部こども家庭センター等関係機関と連携して相談を受け付けます。

ひとり親家庭への総合的な支援として、面談を行い、課題の把握に努め、関係機関と連携した支援を行います。また、就労に関しては、公共職業安定所と連携した支援を行います。

②小・中学校における取組（学校教育課）

市内各小・中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する授業等の実施、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期

的な教育相談や生活アンケートの実施等を通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、関係機関との緊密な連携、必要に応じスクールソーシャルワーカーを派遣すること等により、本人の立ち直りを支えます。

三次市教育委員会が主催する「学校・警察等連絡協議会」において、少年サポートセンターの育成官をはじめ、青少年の健全育成に係る各関係機関を招聘し、児童生徒の健全育成に向けた取組を推進します。

③地域の見守り活動の推進（危機管理課・文化と学びの課）

地域住民や民生委員・児童委員、防犯組合が連携し、子どもの登下校時を中心とした見守りを実施します。

青少年育成三次市民会議、防犯組合、PTA、住民自治連合会などが連携し、青色回転灯防犯パトロール・あいさつ運動など、子どもの登下校時間帯や長期休暇を中心に見守り活動を実施しています。

また、学校と連携し薬物乱用防止教室を実施しています。

4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

【現状と課題等】

再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

～再犯防止推進計画（第6 2. 広報・啓発活動の推進等）より～

【市の取組】

①「社会を明るくする運動」の推進（定住対策・暮らし支援課）

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強化月間であり、啓発活動を行います。

また、毎年、市内小・中学生を対象とし、「社会を明るくする運動」の作文を募集し、優秀作品の表彰を行い、啓発に努めます。

②再犯防止啓発月間（定住対策・暮らし支援課）

法第6条第2項では、7月を「再犯防止啓発月間」としており、「社会を明るくする運動」に併せ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

③行政や専門機関等による相談事業の周知等（社会福祉課）

行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の相談体制、各種相談に対する関係機関と連携を図ります。

5. 関係機関・団体との連携

【現状と課題等】

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア（中略）など、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。（中略）しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること（中略）など、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

～再犯防止推進計画（第6 1. 民間協力者の活動の促進等）より～

【市の取組】

①保護司の人材確保等の支援（定住対策・暮らし支援課）

保護司は地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。三次地区保護司会や地域と連携しながら保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動の協力を努めます。

②保護司会等への活動支援（定住対策・暮らし支援課）

保護司会等の活動の拠点として三次地区更生保護サポートセンターを三

次市生涯学習センターに設置しています。

保護司会，更生保護女性会等が開催する会議の参加等により，関係団体と連携しながら，活動の支援に取り組みます。

③各団体との連携（定住対策・暮らし支援課）

計画策定後，現状の把握及び諸課題に対応するため，関係機関と協議・情報交換を行い，連携強化を図ります。

1. 国の再犯防止推進計画（概要）

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕	〔再犯防止に向けた取組の課題〕
<div style="border: 1px dashed orange; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>検学者に占める再犯者の割合 48.7%</p> </div> <p style="font-size: 2em; color: blue; margin: 10px 0;">↓</p> <p>安全・安心な社会を実現するためには、 再犯防止対策が必要不可欠</p>	<p>刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> 刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止 </div> <p>国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要</p> <p style="text-align: center; color: orange;">超党派の国会議員による法案の検討</p> <p>平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立</p> <p style="text-align: center; color: orange;">外部有識者を含む検討会において検討</p> <p style="text-align: center;">再犯防止推進計画（案）を取りまとめ</p>

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

<p>① 就労・住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実 ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実 ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等 	<p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化 ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援 ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
<p>③ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実 ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等 	<p>④ 特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント機能の強化 ・ 特性に応じた効果的指導の充実 ・ 効果検証・調査研究の実施 等
<p>⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進 ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等 	<p>⑥ 地方公共団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のネットワークにおける取組の支援 ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
<p>⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備</p>	<p>⑧ 関係機関の人的・物的体制の整備</p>

政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

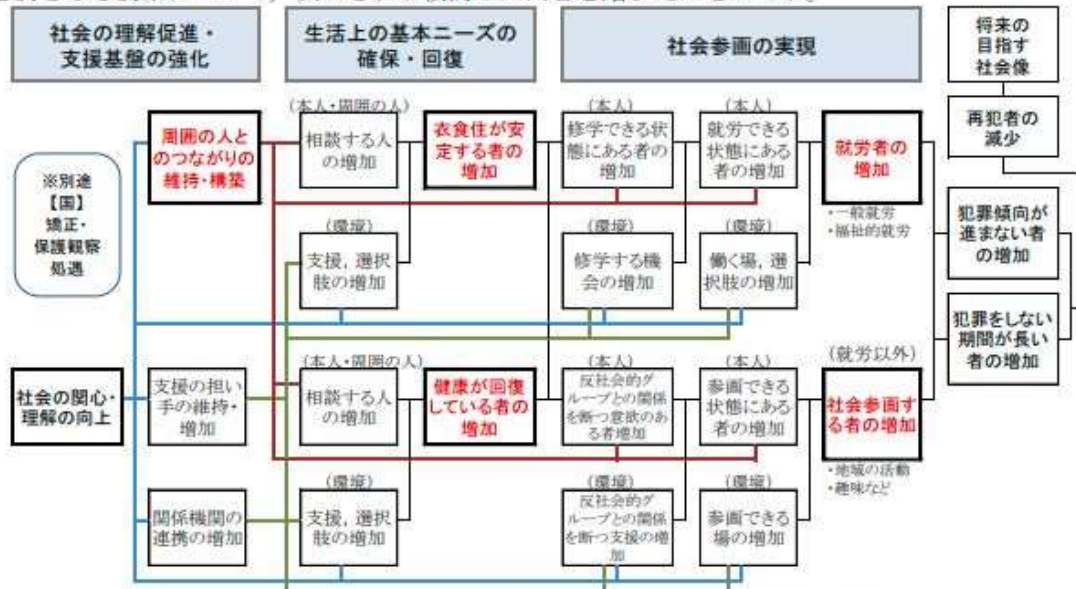
～法務省 HP「再犯防止推進計画」概要版～

2. 県の再犯防止推進計画（概要）

この計画の施策体系（計画の構成）は次のとおりです。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

施策体系の検討にあたっては、現状・課題のほか、「将来の目指す社会像」の実現に向けて必要となる要素について、次のとおり検討した内容を踏まえたものです。



※ 参考：法務総合研究所研究部報告 59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査「再犯しなかった理由」等

～広島県再犯防止推進計画～

3. 三次市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、三次市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、三次市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる機関・団体が推薦した者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部定住対策・暮らし支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月22日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第3条関係)

機関・団体
広島地方検察庁
広島保護観察所
広島刑務所
三次警察署
三次地区保護司会
三次地区更生保護女性会
三次市民生委員児童委員協議会
社会福祉法人三次市社会福祉協議会
三次公共職業安定所
県立広島大学
三次市

4. 用語説明（五十音順）

用語	用語の意味
矯正施設	刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人指導院を指します。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを，その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主をいいます。
刑法犯	刑法（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）に規定する罪のほか <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物取締罰則 ・暴力行為等処罰に関する法律 ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 などの一部の特別法に規定する罪をいう。
刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯に関する事件の数。（各警察の管轄内で発生したもの。）
検挙者数	各警察が検挙した事件の被疑者の数。（居住場所等を問わない）
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより，自立し改善更生することを助けることで，社会を保護し，個人と公共の福祉を推進しようとする活動をいいます。
更生保護女性会	更生保護に関する広報活動，地域の犯罪予防活動，犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。
少年院	保護処分の執行を受ける者などを収容し，矯正教育や必要な処遇を行っています。
少年サポートセンター	少年問題に関する専門組織であり，全都道府県警察に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として，補導活動，関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校など，学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

用語	用語の意味
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、その者に対し自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。
生活困窮者自立支援事業 住居確保給付金	離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。
特別調整	高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整です。
BBS 会	BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整や相談を行っています。
保護観察所	犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になったもの、保護観察付刑執行猶予となったものに対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。